

米子市告示第 80 号

差押財産の公売について

次のとおり差押財産を公売に付するので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定によりその例によることとされる国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条第 1 項の規定により公告し、及び地方税法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第 99 条第 1 項の規定により、当該差押財産の見積価額について、次のとおり公告する。

平成 26 年 4 月 2 日

米子市長 野坂 康夫

1 公売（入札）開始日

平成 26 年 5 月 21 日

2 公売（入札）締切日

平成 26 年 5 月 30 日

3 公売、開札、最高価申込者の決定及び売却決定の場所

鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地

米子市市民生活部収税課

4 公売の方法

入札（期間入札）

5 公売保証金の納付期限

平成 26 年 5 月 30 日 午後 5 時

6 開札の日時

平成26年6月3日 午前10時

7 最高価申込者の決定の日時

平成26年6月3日 午前10時10分

8 売却決定の日時

平成26年6月10日 午前9時

9 買受代金の納付の期限

平成26年6月10日 午後2時

10 公売参加の資格の制限

国税徴収法108条第1項各号に掲げる者に該当すると認められる事実がある者でその事実があった後2年を経過しない者並びにその事実があった後2年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を代理人とする者は、公売の場所に入ること及び入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）をすることができない。

11 買受人の資格

国税徴収法第92条の規定に該当する者は、第13項の公売財産を買い受けることができない。

12 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出ること。

13 公売財産の表示

別紙のとおり

14 公売保証金額

別紙のとおり

## 1.5 見積価額

別紙のとおり

## 1.6 その他

- (1) 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札等は、その納付後でなければ、行うことができない。
- (2) 公売保証金及び買受代金の納付は、現金又は小切手（銀行、信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、米子手形交換所加盟金融機関を支払人とするものに限る。）により行わなければならない。
- (3) 見積価額以上の入札等をした者のうち最高の価額によるものを最高価申込者と決定し、売却決定を行う。
- (4) 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札等の価額をもって行う。
- (5) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、当該入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）による入札者は、次順位による買受けの申込みをすることができる。
- (6) (5)の次順位による買受けの申込みは、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちにしなければならない。なお、当該次順位による買受けの申込みをした者については、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがある。
- (7) 最高価額申込者（最高の価額により入札等をした者をいう。以下同じ。）が複数存在する場合は、当該最高価額申込者のみで、期日入札の方法により追加入札等を行い、最高価申込者及び次順位買受申込者を決定する。この場合において、当該追加入札等は、開札の日に、開札に引き続いて、開札の場所において行う。また、当該追加入札等においても最高価額申込者が複数となった場合は、くじによる抽選を行い、最高価申込者及び次順位

買受申込者を決定する。

- (8) 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消すこととする。
- (9) 公売財産の権利移転の時期は、買受代金の全額の納付があった時とする。
- (10) 公売財産の権利移転に当たっては、登録、許可、承認等を必要とする場合がある。
- (11) 公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額の納付があった時に買受人に移転するので、当該納付後の汚損、損傷、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。
- (12) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。
- (13) 買受人は、(12)に規定する費用に相当する額を、買受代金と併せて納付しなければならない。
- (14) 米子市は、公売財産について瑕疵担保責任を負わない。
- (15) 入札等により、自己に関わる情報等が第三者に知られ、又は不正に使用されること等により損害を受けた場合であっても、米子市は、その損害について何ら保証しない。

別紙

公告 番号	80	売却区分 番号	26-2	見積価額	5,310,000円
				公売保証金額	600,000円
公売財産 の表示	財産1	所在 米子市両三柳字河崎境 地番 4348番5 地目 宅地 地積 183.65平方メートル			
	財産2	所在 米子市両三柳字河崎境 地番 4349番 地目 宅地 地積 764.84平方メートル			
	財産3	(主たる建物) 所在 米子市両三柳字河崎境 4349番地 家屋番号 4349番 種類 居宅・店舗・倉庫 構造 鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺3階建 床面積 1階 136.20平方メートル 2階 136.20平方メートル 3階 177.42平方メートル (以上 持分 2分の1)  (登記簿による表示)			
公売財産 の概要	<p>1 公売財産は、JR境線「河崎口駅」から約1.4キロメートル（道路距離）に所在し、上水道が整備されている。</p> <p>2 公売財産は、北東側で一般国道431号（幅員21メートル）にほぼ等高で接面する。（財産1及び財産2を一体として記載）</p>				
利用状況、 法的規制等	<p>1 市街化調整区域 建ぺい率 70パーセント 容積率 400パーセント</p> <p>2 建築物の新築、増築、改築又は用途変更の際には、都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項の規定による許可を得る必要がある。</p> <p>3 財産1は、財産3の店舗に係る駐車場として使用されていたが、現在は、使用されていない。 財産2は、財産3の建物の敷地となっている。また、南西側隅（財産3の南側）に簡易な鉄骨造平家建の車庫及び倉庫がある（未登記）。 財産3は、平成24年3月頃まで所有者が居住していたが、空き家の状態となっている。また、屋上の防水処理が傷んでいるため、1階の一部及び3階玄関部分は雨漏りをしているとともに、3階の天井の一部が破損している。（平成26年2月現在）</p>				

その他公売条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本公売財産は、一括換価の方法により公売する。</li><li>2 本件は、持分2分の1についての公売であるが、残りの持分については、米子税務署が同じ期間に、期間入札による公売を行う（米子税務署が行う公売の売却区分番号は、「米子4-1」）。米子税務署が行う公売については、米子税務署（電話0859-32-4121）に問い合わせること。</li><li>3 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認すること。</li><li>4 執行機関（米子市）は、公売財産の引渡し義務を負わない。なお、使用者又は占有者に対する明渡しの請求、公売財産内にある動産等の処理等は、買受人の責任において行うこと。</li><li>5 土地の境界については、隣接地所有者と協議すること。</li><li>6 土壌汚染、地下埋設物及び地盤については、不明である。</li><li>7 アスベスト等の有害物質の使用の有無については、不明である。</li></ol>
---------	--